

(様式3)

「不利益処分」の処分基準

不利益処分の名称	魚介類鳥類等製造貯蔵施設の構造設備の改善命令
根拠法令の 名称・根拠条項	化製場等に関する法律第6条の2、第8条
所管部室課名	健康医療部衛生管理課
処分基準	<ol style="list-style-type: none">1 大阪府化製場等に関する法律施行条例第9条に規定する構造設備の基準に適合しなくなったとき。2 化製場等に関する法律第8条において準用する同法第5条及び大阪府化製場等に関する法律施行条例第7条に規定する衛生上必要な措置を講じないとき。
最終改正年月日	令和2年4月1日

参考

[根拠法令]

《化製場等に関する法律》

第6条の2 都道府県知事は、化製場若しくは死亡獣畜取扱場の構造設備が第4条の規定に基づく条例で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、又は化製場若しくは死亡獣畜取扱場の管理者が第5条の規定による措置を講じていないと認めるときは、当該化製場又は死亡獣畜取扱場の設置者に対し、期間を定めて、その構造設備を第4条の規定に基づく条例で定める基準に適合させるために必要な措置を採るべきことを命じ、又はその管理者に対し、第5条の規定による措置を講ずべきことを命ずることができる。

第8条 第2条第1項及び第3条から前条までの規定は、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料とする油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物の製造及びその製造の施設並びに獣畜、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を化製場又はこれに類する施設に供給するためにするこれらの物の貯蔵及びその貯蔵の施設に準用する。

[法令の定め]

《化製場等に関する法律》

第5条 化製場又は死亡獣畜取扱場の管理者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 化製場又は死亡獣畜取扱場の内外は、常に清潔にし、汚物処理を十分にすること。
- (2) こん虫の発生の防止及び駆除を十分にすること。
- (3) 臭気の治療を十分にすること。
- (4) その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置。

《大阪府化製場等に関する法律施行条例》

(化製場又は死亡獣畜取扱場の管理者が講ずべき措置)

第7条 法第5条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める措置とする。

項	区分	措置
1	化製場	1 原料及び製品の選別及び替替え、原料の乾燥その他の作業を化製場以外の場所で行わないこと。 2 原料を天然乾燥しないこと。 3 原料の運搬容器は、臭気及び汚液の漏れないものを使用し、使用後は、これを十分に洗浄すること。
2	死亡獣畜取扱場	1 死亡獣畜若しくはこれを解体した物又はこれらを焼却した残渣さ（以下これらを「死亡獣畜等」という。）を埋却する場合にあっては、地表まで1・5メートル以上の余地を残して死亡獣畜等を埋却し、その場所に埋却の年月日を明示すること。 2 死亡獣畜等を埋却した場所は、埋却の日から5年間は掘らないこと。ただし、知事が公衆衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(法第8条の施設の構造設備の基準)

第9条 法第8条に規定する製造の施設又は貯蔵の施設の構造設備の基準については、別表第1の規定（化製場に関する部分（貯蔵の施設にあっては、化製室に関する部分を除く。）に限る。）を準用する。この場合において、同表の規定中「化製室」とあるのは、「製造室」と読み替えるものとする。